

平成27年度函館市事業評価調書

平成27年6月作成

整理番号	31	事業名	食肉検査費		事業の性質別	義務的経費(一部裁量的経費)	区分		
予算事項名	大事項	食肉検査費			中事項	食肉検査費			
事業開始年度	昭和 27 年度	根拠法令等	あり	<input checked="" type="checkbox"/> 法律・政令・省令名(と畜場法, と畜場法施行令, と畜場法施行規則) <input type="checkbox"/> 道条例, 規則, 要綱等() <input checked="" type="checkbox"/> 市条例, 規則, 要綱等(函館市と畜場法施行細則)					部課名 保健所食肉検査所 電話番号 49-0203

1. 事業の目的・必要性と内容 (PLAN) ※この事業を行う目的・必要性は何か。どのような取組を行っているのか。

目的・必要性	<p>【目的】 と畜場法に基づき、消費者に安全な食肉を提供するため、獣畜(牛, 馬, 豚, めん羊および山羊)の生体から食肉になるまでの検査を実施する。</p> <p>【必要性】 と畜場は、と畜場法第4条の規定に基づき、保健所設置市の許可事項とされており、と畜検査は、と畜場法第2条, 第14条の規定に基づき、保健所設置市に義務付けされている。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜検査 ・と畜検査手数料の収納 ・国庫補助金の交付申請

2. 概算総事業費 (DO:コスト) ※事業を行うための費用の状況はどうか。コストがどれくらいかかっているのか。

(単位:人,千円)

		平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度予算	平成26年度決算見込	平成27年度予算	平成28年度予算要求
事業費 (A)		7,288	4,840	6,586	5,300	6,816	0
特定財源	国・道	1,039	486	1,510	854	1,369	
	市債						
	その他	21,378	20,709	21,313	21,117	18,882	
一般財源		-15,129	-16,355	-16,237	-16,671	-13,435	
事業を実施するために必要な人件費 <small>※人工は小数点第3位を四捨五入しているため、実際に人工がかかっている場合も0で表示されている場合がある。</small>	職員	人工 6.00 45,048	人工 6.00 43,308	人工 6.00 43,740	人工 6.00 43,740	人工 6.00 45,072	人工 0.00 0
	嘱託職員	人工 3.00 10,356	人工 3.00 10,356	人工 3.00 10,356	人工 3.00 10,356	人工 3.00 10,356	人工 0.00 0
	臨時職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0	人工 0.00 0
	人件費(B)	55,404	53,664	54,096	54,096	55,428	0
総事業費計(A+B)		62,692	58,504	60,682	59,396	62,244	0

3. 活動実績 (DO:アウトプット) ※目的を達成するためにどのように取り組み、その実績はどうか。

活動指標名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
と畜検査頭数	頭	39,061	38,352	38,914	
証明書発行件数	件	16	27	97	

4-1. 成果等 (DO:アウトカム)

※事業の成果指標は何か。

成果指標	と畜検査頭数, と畜検査結果に基づく証明書の発行
------	--------------------------

4-2. 成果等 (DO:アウトカム) ※事業を実施し、どのような成果が得られたのか。

事業の成果等	と畜場法に基づくと畜検査の実施により、消費者に安全・安心な食肉を提供できた。
--------	--

5. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目		評価内容	評価内容の説明	評価項目		評価内容	評価内容の説明
必要性	事業の市民ニーズ	高まっている	BSE検査対象月齢の引き上げや牛・豚肉の生食の規制など、食肉を取り巻く環境の変化を受け、安全・安心な食肉に対する消費者ニーズが高まっている。	コスト・負担	コストの節減度	節減できている	消費者に対し安全・安心な食肉の提供を実現し、検査実施水準の向上を図るため、研修などの経費確保が必要となる。
	市の関与の妥当性	法令・条例等の根拠により関与が妥当			将来コスト増減見込み	現在より増加する可能性	
			受益者負担の適正度	適正			
成果・有効性	成果の達成状況	達成している	と畜場法により規定されている検査手法のため、現行を維持することが最適である。	執行方法	外部委託の可能性	不可能	と畜場法等関係法令により義務付けされた検査、実施方法のため、現行を維持することが最適である。
	事業目的実現のための手段	現手段が最適			実施方法の効率性	図られている(今後の改善は難しい)	
評価結果から明らかになった課題事項など		と畜場法に基づく検査のため、柔軟性がなく、コストの低減は容易ではないが、今後も、消費者に対し安全・安心な食肉の提供を実現するため、検査実施水準を確保する中で、経費の適正な支出に努めていく。					

6. 今後の改善策 (ACTION) ※今後改善する点は何か。どのように進めていくか。

今後の方針 (改善・見直し内容)	基本方針	(事業について) と畜場法では保健所を設置する市においては、と畜場内で解体された獣畜の肉・内臓は市の検査を受けた後でなければ、と畜場の外に持ち出す事は出来ない。また、法第19条の規定に基づき、この検査を行うと畜検査員は、獣医師の資格を持つ市職員から任命しなければならないため、現行どおり市が直接行う必要がある。
	現行どおり	(経費について) 消費者に対し安全・安心な食肉の提供を実現するため、検査実施水準の維持向上を図るとともに、経費の適正な支出に努めていく。

参考: 他の自治体の状況

比較参考値 (他の自治体の類似事業の状況など)	・旭川市 と畜検査頭数 平成24年度 97,867頭, 平成25年度 92,803頭, 平成26年度 88,469頭
----------------------------	---